

明石市自治基本条例の検証について

本市のまちづくりの指針を定めた明石市自治基本条例（以下「条例」という。）第38条において、市長は条例の内容や条例に基づく制度が社会情勢に適合しているか等を市民参画の下、定期的に検証を行う旨が定められています。

そのため、前回検証（平成29年3月）から約7年が経過し、コロナ禍の制限が緩和されている現状を踏まえ、本年度より当該検証を下記のとおり実施します。

記

1 検証の進め方（予定）

①所管課による	「自己検証」	9月
②庁内検証会議による	「横断的検証」	10月～3月 ※原則月1回開催
③市民による	「パブリックコメント」	
④市民、有識者による	「市民検証」	
⑤所管課による	「見直し」	

2 庁内検証会議について

各局室次長級職員1名及び条例の各制度を所管する室次長級職員の計13名（座長：総務管理室長）で構成します。

3 検証方法

各制度のこれまでの取組の成果や課題を洗い出し、当該制度の内容が

- ・現在の社会情勢に適合しているか
- ・条例に基づく基本原則に沿った運用ができているか

等について1. ①～④の各段階で検証していきます。

自治基本条例 概観図

自治基本条例 とは

市民・議会・市長等と一緒に明石のまちを築いていくため、その基本原則や制度を定めたまちづくりの根幹となる条例

明石の自治の実現に関する
考え方・ルール

第1章 総則

第2章 自治の主体

主体の権利、責務等を定める

第1節 市民



第5条 市民の権利
第6条 市民の役割
第7条 事業者等の権利及び役割

第2節 市議会



第8条 市議会の役割、責務等
第9条 市議会議員の責務

第3節 市長等職員



第10条 市長の責務
第11条 職員の責務

第3章 市民参画と協働の仕組み

市民主体のより質の高いまちづくりを実現する

自治の基本原則

第1節 市政への市民参画
第12条 — 第15条

第2節 協働のまちづくり
第16条 — 第20条

第3節 情報の共有
第21条 — 第24条

第4章 市政運営

よりよい公共サービスを提供する

第25条 市政運営の基本原則

- ①参画と協働に基づくこと
- ②公正で透明であること
- ③効果的で効率的であること
- ④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

第26条 総合計画等
第27条 財政
第28条 政策法務
第29条 評価
第30条 行政改革
第31条 組織

第32条 行政手続
第33条 要望、苦情等への対応
第34条 行政オンブズマン
第35条 法令遵守及び公益通報
第36条 危機管理

自治基本条例 検証シート①

◆基礎情報

制度の名称／ 自治基本条例の条		担当部課名	
制度の目的 (誰に／何を／どうする)			
関係条例等			
制度の取組状況 (H30年度～R4年度の取組を記載してください)			
取組の成果／効果	取組の課題／制度に対する考え方		

検証(1) 制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>【符号評価】</p> <p>○：適合している</p> <p>△：今後の検討を要する</p> <p>×：適合していない</p> </div>		

検証(2) 本市にふさわしい制度か

	自己検証	横断的検証	市民検証
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>【符号評価】</p> <p>○：ふさわしい</p> <p>×：ふさわしくない</p> </div>		

検証（３）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「－」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと				
2 公正で透明であること				
3 効果的で効率的であること				
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと				

【符号評価】
 ○：適正に運用した
 △：適正に運用できないこともあった
 ×：適正に運用できなかった
 －：基本原則に馴染まない

▶ **横断的検証（庁内検証会議）コメント**

▶ **パブリック・コメント【意見件数： 】**

【主な意見の概要】

▶ **市民検証（市民検証会議）コメント**